

報道関係者各位

令和6年3月29日

衣類のリユース、リサイクルを推進するため

清掃事務所に【衣類の回収ボックス】を設置します（試行実施）

衣類のリユース、リサイクルを推進するため、清掃事務所（森地内）の場内に【衣類の回収ボックス】を設置します。

この事業は、本市における衣類のリユース・リサイクル方策について検討するため、令和6年度末まで試行実施するものです。

記

- 回収開始：令和6年4月1日(月)から
- 回収対象：「まだ着ることができる衣類」のみを回収の対象とします。
詳細は別添のチラシのとおりです。
- 事業の背景
 - ・舞鶴市の家庭から排出されている可燃ごみの中には、衣類・布類が約4%含まれており、重量にすると年間約500トン程度になるものと推計しています。こうした衣類のすべてをリユース、リサイクルできるわけではありませんが、少しでも衣類を『ごみにしない』取り組みを進めるため、衣類の回収ボックスを設置するものです。

